



「長野県食と農業農村振興審議会」の委員を募集します

長野県の農業関係施策に関する御意見を幅広くお聞きし、今後の施策に反映させるため、「長野県食と農業農村振興審議会」の委員3名を募集します。

1 募集する委員及び人数

- (1) 農業者の代表者 2名
- (2) 消費者の代表者 1名

2 応募資格

次の条件をすべて満たす方とします。

- (1) 県内に居住する方で、令和5年4月1日現在で満20歳以上の方
- (2) 長野県の農業政策に関心を持ち、今後の本県の農業関係施策について、農業者又は消費者の立場から意見を述べるができる方
- (3) 年1～5回程度開催される審議会等に出席できる方（会議は原則として平日の昼間に開催）

3 任期 2年間（令和5年8月からを予定）

4 応募方法

- (1) 申込書に必要事項を記入し、次のテーマに関する小論文（800字程度）を添えて提出してください。
テーマ：「長野県の食と農業・農村振興についての課題と、それに対する私の提案」
- (2) 応募は、郵送、持参、FAXまたは電子メールのいずれかの方法で受け付けます。
- (3) 提出いただいた書類は返却しませんので、ご了承ください。

5 募集期限 7月6日（木）必着（郵送の場合は、当日消印有効）

6 選考方法

- (1) 書類選考及び面接により委員を決定します。面接は、書類選考で選ばれた方を対象に行います。
- (2) 書類選考の結果は、7月中旬（予定）に応募者に通知します。

7 申込書の入手方法

申込書は、県ホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/nosei/20230621koubo.html>



8 応募先・問い合わせ先

〒380-8570（県庁専用郵便番号につき住所記入不要）長野県農政部農業政策課企画係
電話 026-235-7213、FAX 026-235-7393、電子メール nosei@pref.nagano.lg.jp

9 その他

- (1) 委員には、長野県の規定に基づいて報酬及び旅費が支給されます。
- (2) 会議は公開で行いますので、委員として発言された内容は公表されます。
- (3) 申込書等の個人情報等は、選考の目的のみに使用します。また、長野県個人情報保護条例に基づき適切に取り扱います。
- (4) 障がい特性等により、一定の配慮が必要な場合は、事前にご相談ください。

確かな暮らしを守り、
信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン3.0
～大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために～

〔長野県総合5か年計画推進中〕

担当：農政部農業政策課企画係 山宮、大田
電話：026-235-7213（直通）
026-232-0111（代表） 内線 3017
FAX：026-235-7393
E-mail nosei@pref.nagano.lg.jp